

Q 四輪の軽自動車の税額が人と違う(高くなった)のはなぜ？

A 四輪の軽自動車の税額は、その車両が新車で登録された年月(初度検査年月)や車両の用途(乗用・貨物)などによって異なります。また、新車で登録されてから13年を経過すると、排出ガス性能や燃費が相対的に低くなると考えられることから税額が高くなります。



初度検査年月は車検証で確認してください

例えば、四輪乗用車(自家用)なら…

●初度検査年月が平成22年5月の場合の税額

令和5年度まで7,200円 → 令和6年度から1万2,900円(14年目)

●初度検査年月が令和5年8月の場合の税額

令和18年度まで1万800円 → 令和19年度から1万2,900円

13年を経過するまでの税額は、初度検査年月が平成27年4月より前か後かで異なります。これは、税制改正により平成27年度から税額が引き上げられたためです。

Q 車両の手続きをする登録機関はどこ？

A 車両の種類によって以下のとおり登録機関が異なります。手続き方法や必要な物などは、各登録機関にお問い合わせください。



三輪・四輪の軽自動車



二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)
二輪の小型自動車(250cc超)



原動機付自転車(125cc以下)
小型特殊自動車(トラクターなど)

軽自動車検査協会群馬事務所
(前橋市、☎050-3816-3109)

関東運輸局群馬運輸支局
(前橋市、☎050-5540-2021)

市民税課(☎27-2715)・各支所市民サービス課

車両を手放す場合は
4月1日(月)までに
手続きしましょう！

※普通自動車にかかる税金は県税です。税の仕組みや支払いについては群馬県自動車税事務所(☎027-263-4343)に、車両の手続きについては関東運輸局群馬運輸支局(☎050-5540-2021)に、それぞれ問い合わせてください

Q 原動機付自転車は使っていないなくても税金がかかる？

A 原動機付自転車や小型特殊自動車は、「使用する・しない」「動く・動かない」にかかわらず、**所有していればナンバーを付けて税金を納めなければなりません。**原動機付自転車や小型特殊自動車は法律に一時抹消の規定がないため、譲渡や処分などで車両を手放すときでなければ廃車の手続きはできません。盗難に遭った場合は早めに市民税課に相談してください。

Q 電動キックボードを買ったらナンバーが必要？

A 電動キックボードなどの特定小型原動機付自転車は、**ナンバーを付ける必要があります。**現在、所有している特定小型原動機付自転車にナンバーが付いていない場合は、市民税課でナンバーの交付手続きをしましょう。手続きに必要な書類などは市民税課にお問い合わせください。

Q&Aで学ぼう！ 軽自動車税(種別割)の仕組み

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点の軽自動車など(原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪・三輪・四輪の軽自動車、二輪の小型自動車)の所有者に対してかかる税金です。皆さんからよくある質問を基に、その仕組みを解説します。
問い合わせ 市民税課(☎27-2715)

軽自動車税に関するよくある質問を市ホームページに掲載しています。

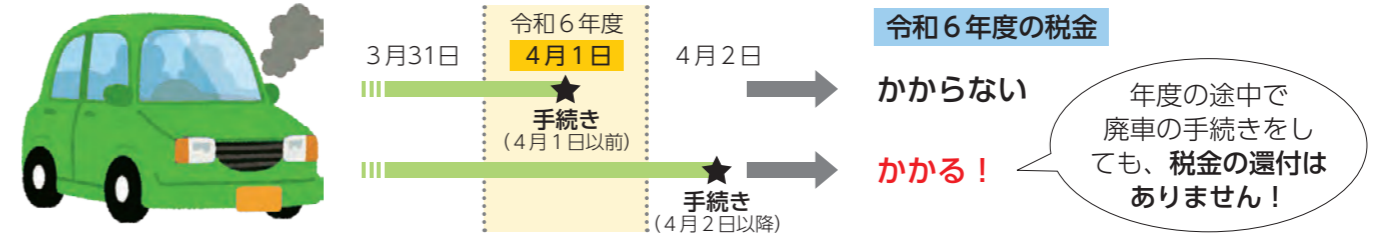


Q 税金がかかる・かからないはどうやって決まるの？

A 軽自動車税(種別割)の基準日は毎年4月1日です。手続きの内容と手続きした日によって、以下のとおり税金のかかり方が変わります。すでに手放していたり、車検が切れていたたりした場合でも、登録機関(左ページ参照)で手続きをしなければ税金がかかり続けてしまうので注意してください。

車両を引き渡しの日や引き渡しを受けた日ではなく、**登録機関で手続きした日**が基準になります。

廃車の手続きをした場合

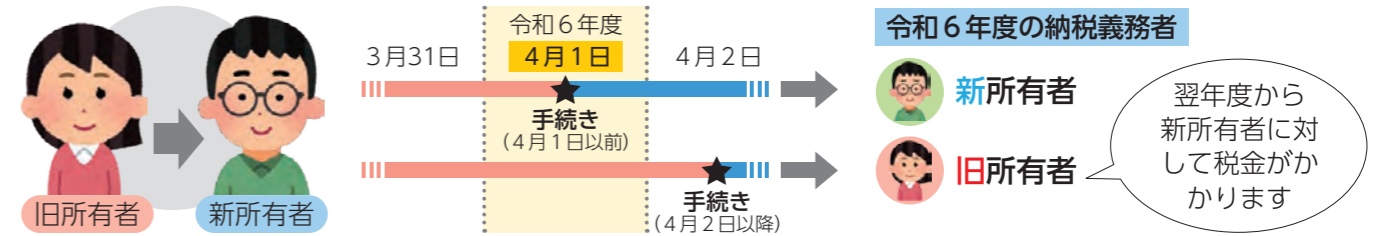


⚠ 業者に依頼した場合の注意点

- 3月中に車両を引き渡していても、登録機関での手続きが4月2日以降になると税金がかかってしまいます！
- 依頼したのに手続きされず税金がかかり続けてしまうトラブルが多発しています！必ず信頼できる業者に依頼しましょう



名義変更の手続きをした場合



新規取得の手続きをした場合

